

病院事業訓令第 8 号

寒河江市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

寒河江市病院事業管理者 久保田 洋 子

寒河江市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する訓令

寒河江市立病院使用料及び手数料条例施行規程（平成 2 8 年病院事業訓令第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

第 3 条第 1 項中「規定に基づき定める文書料」を「文書料に規定する管理者が定める額」に改め、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 特殊診断書料 1 通につき 5, 0 0 0 円

第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に、「」（以下」を「。以下」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料）

第2条 条例第2条第2項第4号の規定により病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める額は、次のとおりとする。

(1) 浴衣代 1着につき 5,000円

(2) 寝具使用料 1組1日につき 1,000円

第5条第1項を次のように改める。

条例別表の予防接種料に規定する管理者が定める額は、点数表別表第1第1章第1部第1節初診料又は同部第2節再診料の項及び同表第2章第6部注射の項に定める額に同章第5部投薬に定める額又はワクチンの購入価格を加えた額とする。

第5条第2項中「前項に」を「前項の」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（死体検案料）

第6条 条例別表の死体検案料に規定する管理者が定める額は、点数表別表第1第1章第1部第1節初診料の項の定めにより算定した額に、検案の場所に応じ、同表第2章第2部第1節往診料の項の定めにより算定した額を加えた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日前に申請又は請求のあった施設の使用又は文書の交付に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。